

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社サイバーエージェント			コード	4751
提出日	2025/11/20	異動（予定）日	2025/12/12		
独立役員届出書の提出理由	・第28回定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	中村恒一	社外取締役	○													○		有
2	高岡浩三	社外取締役	○										△					有
3	中村知己	社外取締役	○													○		有
4	神先孝裕	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はございません。	中村恒一氏は、(株)日本リクルートセンター（現(株)リクルートホールディングス）において長期にわたり、同社の取締役・取締役副社長として経営を牽引した経歴をもち、企業経営・人事戦略・M&Aに関する豊富な経験・実績と広い見識を有しております。また、独立・社外の立場から投資や重要事項の意思決定等に尽力しております。また、中長期的な企業価値の向上と持続的成長、経営の監督、サクセッションプラン、役員報酬についてまで幅広い議論をするために取締役により構成される任意の会議体（以下、「社外取締役会」）を毎月開催しており、これらの議論を起点とし、持続的な企業価値向上を担う将来の取締役候補者を含めた幹部人材の選抜・育成・仕組み作り等について議論・策定を行っております。なお、同氏は指名・報酬諮問委員会に参加し、当年度の諮問をいたしました。かかる経験・実績・見識を踏まえ、今後も継続的な、コーポレート・ガバナンスの強化・当社グループ企業価値の向上のため、独立社外取締役として、取締役会等の意思決定に際し、独立した第三者的な観点から経営の監督・助言・提言等を期待でき、独立役員として適任であると考えております。 当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指名しております。
2	高岡浩三氏は、2020年3月までネスレ日本(株)の代表取締役社長兼CEOでありましたが、同社と当社との間に特別な取引関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	高岡浩三氏は、ネスレ日本(株)の代表取締役社長兼CEOとして、またネスレ・グローバルのボードメンバーとして長期にわたり経営を牽引した経歴をもち、企業経営・マーケティング・グローバル戦略に関する国内外での豊富な経験・実績と広い見識を有しております。また、独立・社外の立場から投資や重要事項の意思決定等に尽力しております。また、毎月開催している社外取締役会での議論にも参加、これらの議論を起点とし、持続的な企業価値向上を担う将来の取締役候補者を含めた幹部人材の選抜・育成・仕組み作りについて議論・策定を行っております。なお、同氏は指名・報酬諮問委員会に参加し、当年度の諮問をいたしました。かかる経験・実績・見識を踏まえ、今後も継続的な当社グループ企業価値の向上のため、独立社外取締役として、取締役会等の意思決定に際し、独立した第三者的な観点から経営の監督・助言・提言等を期待でき、独立役員として適任であると考えております。 当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指名しております。

3	中村知己氏が所属する永石一郎法律事務所と当社との間に特別な取引関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	中村知己氏は、弁護士として長年にわたる企業法務の実績と豊富な実務経験とともに、司法研修所の民事弁護教官として3年間の指導経験を有しております。 また、会社法、民法、知的財産法等をはじめとする法令に関する幅広い専門的知識と深い見識を有しております。また、社外・独立的立場から経営を監督し、当社の監査体制及びコーポレート・ガバナンスの強化に貢献しております。かかる経験・実績・見識を踏まえ、今後も引き続き同氏の高い専門性と経験により当社の監査体制及びコーポレート・ガバナンスの強化への貢献と取締役会の意思決定に際して、社外・独立的な立場からの経営の監督ならびに適切な指摘等を期待でき、独立役員として適任であると考えております。 当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役指名しております。
4	神先孝裕氏が関連会社の代表取締役を務める株式会社ケップルグループと当社との間に特別な取引関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	神先孝裕氏は、公認会計士として大手監査法人で監査実務を経験し、起業した会社の代表取締役として会社経営を行っており、財務及び会計に関する見識のみならず、経営者としての豊富な経験及び見識も有しております。また、社外取締役としての経営の監督経験に加え、上場会社の社外監査役としての監査・監督を行ってきた実績も有しており、専門的な知見と多角的視点をもって経営の監督及び適切な助言等を期待でき、独立役員として適任であると考えております。 当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指名しております。

4. 補足説明

-
- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。